

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)【A学校】

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
教育環境のある隣接する県立中央病院に小・中学生が入院 ↓	主治医、看護師、病院内の医療連携部、保護者、病院内相談担当教員	保護者が在籍校へ連絡する。 医療連携部、主治医、看護師等の紹介により、教育相談を受ける。
病状の安定に伴い、本人、保護者が病院内学級での授業を希望し、主治医が許可 ↓	児童生徒、保護者、主治医、看護師、医療連携部	
医療連携部、主治医、看護師等から特別支援学校へ連絡があり、本人・保護者が病院内の学級で教育相談を受ける。 ↓	医療連携部、主治医、看護師、本人、保護者、病院内相談担当教員、学校・病院等連携支援員	保護者には、入院期間が1か月程度であれば、転学せずに授業の受講が可能であること等を伝える。
特別支援学校への転学意思を、保護者が在籍校に連絡する。 ↓	本人、保護者、学校・病院等連携支援員、主治医、在籍校及び特別支援学校管理職、所在市町村教育委員会	
保護者は、医師所見書を在籍校を所管する教育委員会へ届け、転校手続きを開始する。 ↓		
特別支援学校へ転学 ↓	在籍校所管教育委員会、県教育委員会、在籍校及び特別支援学校事務担当者	
病院内の特別支援学校で授業開始 ①ベッドサイドでの学習(病室) ②病院内の学級での学習 ③本校へ移動しての学習 ④同時双方向型授業配信による授業 ↓	病院内の学級担当教員、前籍校担任、主治医、看護師、学校・病院等連携支援員 病院内学級の担任、前籍校校長・担任、前籍校所管市町村教育委員会担当者	病状に応じて①～③で学習開始 1日の授業時数は、病状に応じて決定する。学習進度、教材等について、前籍校の協力を得て、連携して教育を進める。 小・中学校担任は不定期に面会・状況把握を行う。
主治医より退院の目処が告げられる ↓	主治医、本人、保護者、病院内学級の担任、学校・病院等連携支援員	担任は管理職に報告し、連絡会議の開催を要請する。
復学支援会議開催 ↓	主治医、看護師、病院内の医療連携部、前籍校所管市町村教育委員会、県教育委員会、前籍校管理職・担任・養護教諭、特別支援学校管理職・担任・養護教諭、学校・病院等連携支援員	特別支援学校教頭が関係者の出席を調整する。保護者には事前に連絡会議の開催を伝え、希望等を把握し、事後には結果を報告する。本人の学習状況、体調等及び復学後の合理的配慮について確認する。
退院、復学決定 ↓	県教育委員会、前籍校所管市町村教育委員会、前籍校及び特別支援学校管理職・事務担当	
前籍校へ復学 ↓		
復学支援アンケートの実施 ↓	学校・病院等連携支援員、特別支援学校担任、小・中学校担任、保護者、本人	復学後1か月を目処に、小・中学校及び保護者・本人へ復学支援アンケートを送付、回収する。
アンケート結果の分析と対応 ↓	学校・病院等連携支援員、特別支援学校担任、小・中学校担任、保護者、本人	学校・病院等連携支援員、病院内学級の担任は、アンケート結果に課題を認めた場合に関係機関等と連絡を取り適切に対応する。
活動内容のまとめ ↓	学校・病院等連携支援員、特別支援学校管理職・担任、県教育委員会	活動内容を総括し、校内で実績を蓄積する。 定期的に県教育委員会へ報告し、県教育委員会にて実績を蓄積する。

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)【A学校】

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
教育環境のない病院に小・中学生が入院	主治医、看護師、病院内の医療連携部、保護者	保護者が在籍校へ連絡する。
↓		
病状の安定に伴い、本人、保護者が病院内での学習ができないか模索	児童生徒、保護者、主治医、看護師、医療連携部、小・中学校担任	病院に置かれた教育保障関連リーフレットやその他の情報により、特別支援学校へ連絡する。
↓		
保護者、担任、医療連携部等から特別支援学校へ連絡があり、本人・保護者が教育相談を受ける。	医療連携部、看護師、本人、保護者、特別支援学校関係者、学校・病院等連携支援員	病院の立地及び環境条件等により、教育保障が可能か判断し、可能であれば、保護者には入院期間が1か月程度であれば、転学せずに授業の受講が可能であること等を伝える。
↓		
主治医の治療方針、本人・保護者の意見を踏まえ、今後の学習体制を検討	本人・保護者、主治医、看護師、在籍校関係者、特別支援学校関係者、学校・病院等連携支援員	学校・病院等連携支援員が、関係者各々と協議し、可能な学習体制を決定。場合により、複数の学校・病院等連携支援員が連携して当たる。
↓		
特別支援学校への転学意思を、保護者が在籍校に連絡する。 保護者は、医師所見書を在籍校を所管する教育委員会へ届け、転学手続きを開始する。	本人、保護者、学校・病院等連携支援員、主治医、在籍校及び特別支援学校管理職、在籍校所管市町村教育委員会	
↓		
特別支援学校へ転学	在籍校所管市町村教育委員会、県教育委員会、在籍校及び特別支援学校事務担当者	
↓		
特別支援学校から病院へ訪問教育開始	特別支援学校の訪問教育担当教員、前籍校担任、主治医、看護師、学校・病院等連携支援員	1日の授業時数は、病状に応じて決定する。
↓		
同時双方向型授業配信導入(環境が整えば)	特別支援学校の担任、前籍校の校長・担任、前籍校所管市町村教育委員会担当者	学習進度、教材等について、前籍校の協力を得ながら連携して教育を進める。
↓		
主治医より退院の目処が告げられる	特別支援学校の担任、前籍校の校長・担任、前籍校所管市町村教育委員会担当者	授業の充実のため、環境が許せばICT機器等も使用する。
↓		
復学支援会議を開催	主治医、本人、保護者、訪問教育担当教員、学校・病院等連携支援員	前籍校担任は不定期に面会・状況把握を行う。
↓		
復学支援会議を開催	主治医、看護師、病院内の医療連携部、前籍校所管市町村教育委員会、県教育委員会、前籍校管理職・担任・養護教諭、特別支援学校管理職・担任・養護教諭、学校・病院等連携支援員	担任は管理職に報告し、復学支援を目的とした連絡会議の開催を要請する。
↓		
退院、復学決定	特別支援学校教頭が関係者の出席を調整。保護者には事前に連絡会議の開催を伝え、希望等を把握し、事後には結果を報告する。本人の学習状況、体調、復学後の合理的配慮等について確認する。	
↓		
前籍校へ復学	県教育委員会、前籍校所管市町村教育委員会、前籍校及び特別支援学校管理職・事務担当者	
↓		
復学支援アンケートの実施	学校・病院等連携支援員、訪問教育担当教員、小・中学校担任、保護者、本人	特別支援学校教頭が関係者の出席を調整。保護者には事前に連絡会議の開催を伝え、希望等を把握し、事後には結果を報告する。本人の学習状況、体調、復学後の合理的配慮等について確認する。
↓		
アンケート結果の分析と対応	学校・病院等連携支援員、訪問教育担当教員、小・中学校担任、保護者、本人	復学後1か月を目処に、小・中学校及び保護者・本人へ復学支援アンケートを送付、回収する。
↓		
活動内容のまとめ	学校・病院等連携支援員、特別支援学校管理職・担任、県教育委員会	学校・病院等連携支援員、訪問教育担当教員は、アンケート結果に課題を認めた場合に関係機関等と連絡を取り適切に対応する。
↓		
活動内容のまとめ	学校・病院等連携支援員、特別支援学校管理職・担任、県教育委員会	活動内容を総括し、校内で実績を蓄積する。
↓		
活動内容のまとめ	学校・病院等連携支援員、特別支援学校管理職・担任、県教育委員会	定期的に県教育委員会へ報告し、県教育委員会で実績を蓄積する。

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

(別紙1)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)【B学校】

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
私立高校校長及び生徒保護者から相談依頼	特別支援学校地域支援部 隣接する病院	相談主訴:通院による治療期間中の学習支援について
↓		
隣接病院外来を受診	隣接する病院	通院治療の開始
↓		
特別支援学校へ転学	県教育委員会	転学手続き
↓		
履修科目の見直し 私立高校への復学時に円滑に単位取得ができるように教育課程の見直しを実施	特別支援学校、私立高校	特別支援学校と私立高校の履修科目を比較し、追加履修できるように教育課程の変更届を県教育委員会に提出
↓		
私立高校への復学に向けた情報交換 治療方針及び学習状況について月1回程度実施	特別支援学校、私立高校、主治医、保護者	段階の自力昇降及び洋式トイレの自力利用に向けた治療方針及び学習状況を情報交換
↓		
主治医から治療終了の報告	生徒、保護者、主治医	保護者からの連絡を受け、復学に向けた取組を開始
↓		
体験入学の実施	生徒、保護者、特別支援学校、私立高校	私立高校での体験入学を実施 段階の昇降やトイレの利用、教室の移動等の体験
↓		
教育支援会議の開催	特別支援学校教頭、学級担任、地域支援部主任、私立高校校長、教頭、学年主任、学級担任、養護教諭、学校・病院等連携支援員	体験入学の実施により、課題となる内容の検討と支援内容を確認、安全・安心な学校生活に向けた情報交換、本人の体調及び学習状況を踏まえ、復学後に必要となる合理的配慮等について確認、私立高校の受入れ承認
↓		
復学決定	私立高校、特別支援学校、県教育委員会	復学手続き
↓		
私立高校へ復学		
↓		
学校病院等連携支援員が活動内容を報告	学校・病院等連携支援員、県教育委員会	活動内容を総括し、県教育委員会へ報告 県教育委員会は、活動実績を蓄積

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

(別紙1)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)【C学校】

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
本校生徒が県外病院の治療を受けることを担任より情報を得る。	学校・病院等連携支援員、担任	
↓ 保護者及び本人に入院中のICT機器の使用について説明	本人、保護者、担任、学校・病院等連携支援員	保護者へ本事業の概要説明
↓ 生徒入院	本人、保護者、主治医、看護師	
↓ 主治医がICT機器を活用したベッドサイドでの相互通信を許可	本人、保護者、主治医、看護師	
↓ タブレット端末による在籍校との相互通信について検討	本人、保護者、看護師、担任、学校・病院等連携支援員	回数、時間等について検討
↓ ベッドサイドにおいて、タブレット端末による学級間での相互通信を開始	本人、保護者、担任、学校・病院等連携支援員	一回30分程度、週2回
↓ 県外病院内に設置されている特別支援学校分教室から体験学習の情報提供	本人、保護者、担任	
↓ 主治医の許可を得て、在籍校との相互通信と並行して、分教室での体験学習について検討	本人、保護者、担任、看護師、学校・病院等連携支援員	学校間で期間、時間、学習内容等について確認
↓ 学校間での体験学習に関する文書のやりとり	校長、教頭、教務主任、担任	
↓ 分教室での体験学習開始	本人、保護者、看護師、分教室担任	一日2時間 退院後の指導に向けて、学習状況を確認
↓ 生徒退院、自宅療養、学校登校	本人、保護者、主治医、看護師	
↓ 活動内容の情報収集と報告(成果と課題)	本人、保護者、担任、学校・病院等連携支援員、県教育委員会	活動内容を統括し、県教育委員会へ報告 県教育委員会は、活動実績を蓄積